

岩 刑 企 第 9 2 号
平 成 1 8 年 4 月 3 日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

岩 手 県 警 察 本 部 長

岩手県警察通訳人運用要綱の制定について（例規）

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成 18 年 4 月 3 日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、「岩手県警察通訳要員の登録及び運用要綱の制定について」（平成 11 年 6 月 24 日付け岩刑事発第 65 号、岩警務発第 50 号、岩生安発第 83 号、岩交通発第 52 号、岩警備発第 55 号。以下「旧要綱」という。）及び「岩手県警察通訳要員の登録及び運用要綱の円滑な業務運用について」（平成 11 年 6 月 24 日付け岩捜一発第 401 号。）は、平成 18 年 4 月 3 日付けで廃止するが、廃止前の旧要綱の規定により指定又は委嘱された通訳要員にあっては、本例規通達により指定又は委嘱された通訳人をみなす。

別添

岩手県警察通訳人運用要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察における通訳人の指定、運用等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通訳等対象事案 国際犯罪（外国人が被疑者である犯罪、国民の国外犯その他外国人又は外国が関係する犯罪をいう。）捜査及び国際犯罪捜査以外の警察活動であつて、通訳等を必要とする事案等をいう。
- (2) 通訳等 通訳又は翻訳をいう。
- (3) 通訳人 部内通訳人及び部外通訳人をいう。
- (4) 部内通訳人 通訳等対象事案に関し、通訳等に従事させるための要員として本部長が指定し登録した者をいう。
- (5) 部外通訳人 通訳等対象事案に関し、通訳等に協力可能な民間協力者で、本部長が委嘱し登録した者をいう。
- (6) 主管課長 当該通訳等対象事案の捜査等を主管する警察本部の所属長をいう。

(運用の基本)

第3 通訳等の業務は、原則として部内通訳人を充てるものとし、これによりがたい場合に限り、部外通訳人を充てるものとする。

2 通訳人の派遣及び運用に当たっては、適正かつ効率的な運用に努めるものとする。

(通訳人の任務)

第4 部内通訳人の任務は、通訳等対象事案における通訳等に当たるとともに、自ら当該通訳対象事案に係る警察活動を行うものとする。

2 部外通訳人の任務は、通訳等対象事案における通訳等に当たるものとする。

第2章 部内通訳人の指定

(推薦)

第5 所属長は、所属警察職員で語学力に優れている者のうち、通訳人として適格と認めた場合は、部内通訳人推薦書（様式第1号）により、刑事部刑事企画課長（以下「刑事企画課長」という。）を経由して本部長に推薦するものとする。

2 刑事企画課長は、部内通訳人推薦書を受理したときは、通訳人としての適格性を審査するものとする。

(指定)

第6 本部長は、推薦のあった警察職員が通訳人として適任であると認めた場合は、所属長を経由して通訳人指定書（様式第2号）を交付し、部内通訳人に指定するものと

する。

(指定の解除)

第7 所属長は、所属の部内通訳人に通訳等の業務に従事させることが適当でないとする事由が生じた場合は、部内通訳人解除申請書(様式第3号)により、刑事企画課長を経由して本部長に申請するものとする。

2 刑事企画課長は、部内通訳人解除申請書を受理したときは、解除事由を審査するものとする。

3 本部長は、解除申請のあった部内通訳人について解除することが適当であると認めた場合は、第11に規定する部内通訳人登録名簿から削除して、その指定を解除するものとする。

第3章 部外通訳人の委嘱

(推薦)

第8 所属長は、民間協力者のうち語学力に優れ、警察業務に理解があり、人格及び行動において社会的信望のある者のうち、通訳人として適格と認めた場合は、部外通訳人推薦書(様式第4号。以下「推薦書」という。)により、刑事企画課長を経由して本部長に推薦するものとする。ただし、第9の2に規定する再委嘱に係る推薦にあっては、推薦書を省略することができる。

2 刑事企画課長は、推薦書(前項但し書きの規定により推薦書を省略した場合を含む。)を受理したときは、通訳人としての適格性を審査するものとする。

(委嘱)

第9 本部長は、推薦のあった民間協力者が通訳人として適任であると認めた場合は、所属長を経由して通訳人委嘱書(様式第5号)を部外通訳人に交付し、委嘱するものとする。

2 委嘱期間は、原則として2年間とする。ただし、再委嘱を妨げないものとする。

(委嘱の解除)

第10 所属長は、委嘱期間中に部外通訳人として適当でないとする事由が生じた場合は、部外通訳人解除申請書(様式第6号)により刑事企画課長を経由して本部長に申請するものとする。

2 刑事企画課長は、部外通訳人解除申請書を受理したときは、解除事由を審査するものとする。

3 本部長は、解除申請のあった部外通訳人について解除することが適当であると認めた場合は、第11に規定する部外通訳人登録名簿から削除して、その委嘱を解除するものとする。

第4章 通訳人の登録

(登録)

第11 刑事企画課長は、指定された部内通訳人については、部内通訳人登録名簿(様式第7号)に、委嘱された部外通訳人については、部外通訳人登録名簿(様式第8号)

にそれぞれ登載して登録するものとする。

(登録名簿の内容変更)

第 12 所属長は、所属の部内通訳人が他の所属に異動し、若しくは部外通訳人が他警察署管内に転居し、又は部内通訳人及び部外通訳人に係る推薦書の内容に変更が生じた場合は、通訳人異動報告書(様式第 9 号)により、刑事企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

2 刑事企画課長は、通訳人異動報告書を受理したときは、速やかに第 11 に規定する各通訳人登録名簿に所要の修正を行うものとする。

第 5 章 通訳人の派遣要請等

(派遣要請)

第 13 所属長は、通訳人の派遣を必要とする場合は、本部主管課長を通じ通訳人派遣要請書(様式第 10 号)により、刑事企画課長を経由して本部長に派遣要請するものとする。

2 所属長は、前項の要請に当たって急を要する場合は、口頭により派遣要請をすることができる。この場合において、事後、速やかに前項の手続を執るものとする。

3 刑事企画課長は、派遣の要請を受理したときは、原則として、登録した通訳人のうちから適任者を選定するものとする。ただし、通訳人として部外通訳人を選定するときは、事前に部外通訳人の了承を得るものとする。

4 本部長は、派遣の必要があると認めた場合は、部内通訳人にあつてはその所属長に対し派遣を命じ、部外通訳人にあつては刑事企画課長を経由して派遣を要請するものとする。

(派遣期間)

第 14 通訳人の派遣期間は、部内通訳人にあつては原則として一週間以内とし、部外通訳人にあつては、刑事企画課長が主管課長及び派遣を要請する所属長と協議して決定するものとする。

2 所属長は、通訳人の派遣期間の延長を必要とするときは、通訳人派遣延長要請書(様式第 11 号)により、刑事企画課長を経由して本部長にその派遣期間の延長を要請するものとする。

(通訳料等の支給)

第 15 部外通訳人を派遣した場合は、別に定めるところにより、通訳料若しくは通訳謝金及び所要の旅費を支給するものとする。

(実施結果の報告)

第 16 所属長は、派遣された通訳人による任務が終了したとき又は通訳人以外の者を通訳等の業務に運用したときは、速やかに通訳人運用結果報告書(様式第 12 号)により、刑事企画課長を経由して、本部長に報告するものとする。

第 6 章 研修等

(研修)

第 17 刑事企画課長は、通訳人に対して、国際犯罪捜査に必要な知識、技術等について研修等を行い、能力の向上に努めるものとする。

(事務担当課)

第 18 この要綱に関する事務は、刑事企画課において処理する。

※ 以下様式等省略